

金融商品取引法施行に伴う業務規程の一部改正等について

平成19年9月5日
株式会社 東京証券取引所

「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第65号）における「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第66号）が平成19年9月30日から施行されますことから、当取引所は、業務規程及びその他各規定並びに諸規則全般について所要の改正を行い、同年9月30日から施行いたします。（詳細につきましては新旧対照表をご覧ください。）

改正の概要は下記の通りです。

記

I 改正概要

1. 取引参加者制度

取引参加者となることができる者の対象を、取引資格の種類ごとに次のとおりとします。

(1) 取引参加者の範囲

a 総合取引資格、株価指数先物等取引資格又は株券オプション取引資格

金融商品取引業者（金融商品取引法（以下「法」という。）第2条第9項に定める金融商品取引業者をいう。）であって、第一種金融商品取引業（法第28条第1項に定める「第一種金融商品取引業」をいう。）のうち同項第1号の業務の種別の登録を行っている者

b 国債先物等取引資格

金融商品取引業者であって、第一種金融商品取引業者のうち法第28条第1項第1号の業務の種別の登録を行っている者又は登録金融機関（法第2条第11項に定める「登録金融機関」をいう。）

(2) 業務の種別の変更に係る報告

取引参加者は、法第29条の2第1項第5号に掲げる事項についての変更登録に係る申請（法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止のための変更登録に係る申請を除く。）を行った場合は、直ちに当取引所に報告しなければならないこととします。

(3) 業務の廃止に係る届出等

取引参加者は、第一種金融商品取引業（登録金融機関にあつては登録金融機関業務）を廃止しようとする場合又は法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止のための変更登録を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所に届け出なければならないこととします。

また、上記の届出を行った場合において、取引資格の喪失申請を行わないときは、当取引所は、審問のうえ、当該取引参加者の当取引所の市場における有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止を行うことができることとします。

(備考)

・取引参加者規程第4条第2項

・取引参加者規程施行規則第11条

・取引参加者規程第17条、第35条第4項

(4) その他

a 取引資格が形骸化した場合の取引資格の取消し

取引参加者について、次の①及び②に該当する場合は、当該取引参加者の取引資格を取り消すこととします。

- ① 最近3年間、当取引所市場において有価証券の売買等を行っていない場合
- ② 当取引所市場において有価証券の売買等を行うための取引参加者端末装置等の設置又は人員の確保がなされていない場合

b 取引資格取得申請書の添付書類の見直し

取引資格の取得申請にあたっては、事業報告書に掲載される財務諸表に対する「独立監査人の監査報告書」を取引資格取得申請書に添付することとします。

2. 信用取引制度

信用取引に係る委託保証金を以下の有価証券をもって代用する場合において、代用価格を計算する際にその前日における時価に乗すべき率を100分の80としている信用取引の委託保証金代用有価証券の代用価格に関する受託契約準則の特例を廃止するとともに、受託契約準則において規定されている当該率を100分の70から100分の80に改正することとします。

- ① 国内の証券取引所に上場されている株券（外国投資証券を含み、投資信託受益証券及び投資証券を除く。）
- ② 投資信託受益証券及び投資証券（国内の証券取引所に上場されているもの及び投資信託協会が前日の時価を発表するものに限る。）のうち公社債投資信託の受益証券以外のもの

3. その他

業務規程ほか各規定及び諸規則全般について、用語の見直し等所要の改正を行います。

・取引参加者規程第36条

・取引参加者規程施行規則第2条

・受託契約準則第40条第2項

II 施行日

平成19年9月30日から施行します。

以 上